鴻田川汽艇株式会社	汽艇業	五二	二	廿六日	廿七日	廿九日	当社ハ吾妻諸艇会社ト協定シ観楓期中ハ流川湖ニ至ル乗客ヲ運搬スル事ヲ約シ其満二ヶ年勤続者ハ退職手当トシテ月俸一ヶ月半分満三ヶ年以上六満一ヶ年ヲ増ス毎ニ月俸日割五日分割増支給方要求ス	満三ヶ年勤続者ハ退職手当トシテ月俸一ヶ月半分満三ヶ年以上六満一ヶ年ヲ増ス毎ニ月俸日割五日分割増支給方要求ス	従来業務終ノ中途電話ヲ着服セラレ疑ハルルヲ以テ着服セラレ疑ハルルヲ以テ着服セラレ疑ハルルヲ以テ	会社側ニ於テハ要求ヲ拒絶シタル為メ四名ノ退職ヲ他ニ名ノ馘首ヲ以テ脅シ解雇セリ	労働同盟ニ加入シ居リタルヲ以テ
秋橋自働車株式会社	乗合及貸自働車業	一〇	七	廿三日	廿三日	廿三日	従来業務終ノ中途電話ヲ着服セラレ疑ハルルヲ以テ着服セラレ疑ハルルヲ以テ	給料ノ五割増ヲ要求ス	会社側ニ於テハ要求ヲ拒絶シタル為メ四名ノ退職ヲ他ニ名ノ馘首ヲ以テ脅シ解雇セリ	労働同盟ニ加入シ居リタルヲ以テ	不至
日本鉄工株式会社	鉄工業	二四	二四	四月十二日	四月廿日	四月廿日	二三ノ工場ニ於テ職工ノ誘導ヲ為シタル	一日ノ作業時間ヲ九時間ニ短縮スルノ要求ヲ拒絶シタル	会社ハ要求ヲ拒絶シタル為メ四名ノ職工ヲ解雇シ他ニ名ノ馘首ヲ以テ脅シ解雇セリ	労働同盟ニ加入シ居リタルヲ以テ	不至
帝国製紙株式会社	電気鉄道業	二五	二三	四月十九日	四月廿日	四月廿日	元当工場職工ノ誘導ヲ為シタル	一日ノ作業時間ヲ九時間ニ短縮スルノ要求ヲ拒絶シタル	会社ハ要求ヲ拒絶シタル為メ四名ノ職工ヲ解雇シ他ニ名ノ馘首ヲ以テ脅シ解雇セリ	労働同盟ニ加入シ居リタルヲ以テ	不至
小川雨慶	だいり	五四	六七	一五		四月	元当工場職工ノ誘導ヲ為シタル	一日ノ作業時間ヲ九時間ニ短縮スルノ要求ヲ拒絶シタル	会社ハ要求ヲ拒絶シタル為メ四名ノ職工ヲ解雇シ他ニ名ノ馘首ヲ以テ脅シ解雇セリ	労働同盟ニ加入シ居リタルヲ以テ	不至